

〈収入状況調査に関する提出書類〉

別表Ⅰ 申請者全員が提出する書類

申請書類等	注 意 事 項	発行先
申請書	申請事由欄は、主たる家計支持者の収入を基に具体的かつ詳細に記入してください。	—
所得（課税）証明書 または非課税証明書	「令和6年度 所得証明書」は、その世帯が得る収入をおおまかに知る上で必要なものです。これにより所得に関する書類が提出されているか調べます。提出に際し下記の事項に留意してください。 ① <u>令和6年分の所得が記載された所得証明書の提出が必要です。</u>自治体によっては、6月下旬から発行可能なところもありますので、ご注意願います。 ② <u>「主たる家計支持者」及び「その他の家計支持者」の所得証明書を提出してください。</u>（所得がない場合でも、0円と記載された所得証明書（非課税証明書）が必要です。） ③ <u>家計支持者が無職無収入の場合は、無職無収入申立書（様式5）を提出いただく必要がありますので、該当者は速やかにお申し出ください。</u>	市町村役場
収入に関する証明書	これらの書類は、家計評価額を算出する上で必要なものです。書類に不備があると算定できなくなりますので、下記の事項に該当する者のいる世帯は、足りない書類がないかどうか十分確かめた上で提出してください。 ① 給与所得者の場合 「<u>源泉徴収票（令和6年）（写）</u>」 <u>勤務先発行所得のある家計支持者分の令和6年の源泉徴収票（写）</u>を提出してください。 ② 給与所得以外の所得者の場合 「<u>確定申告書（令和5年）（写）</u>」 <u>本人所持第一表・第二表を提出</u>してください。 商工農林水産業、不動産、著述業、外交員等給与以外の所得がある世帯、利子、配当、家賃等の収入がある世帯及び複数から給与を得ている場合は、確定申告書の両面及び内訳書（写）を提出してください。 確定申告書に<u>受付印のあるものの写し</u>を提出してください。電子申請の場合は受付印がありませんので、「申告書等送信票（兼送付書）」又は受理した旨のメールを印刷したものを添付してください。	①勤務先 ②本人所持
成績証明書	在学学生は、証明書発行機にて発行してください。 新入生は、「調査書（評定平均値が記載されているもの。成績証明書とは異なります。）」を提出してください。 編入生は前年度の「成績証明書」を提出してください。 大学院生は出身大学（日本国内）の「成績証明書」を提出してください。	入試・教務課 出身高校 大学・短大等 出身大学

別表Ⅱ その他の添付書類（家計支持者に以下の該当事項がある場合）

該 当 事 項	添 付 証 明 書 等	発行先等
令和6年中に新たに就職又は転職した場合	「年収又は月収見込み証明書」又は「源泉徴収票（写）」 ※年収又は月収見込み証明書については様式自由ですが、給与支給（見込）証明書（様式2）で提出していただいても構いませんので、 <u>様式2で提出したい方は速やかに窓口にお申し出ください。</u>	勤務先
令和6年1月2日以降に新たに就職又は転職した場合	「年収又は月収見込み証明書」又は「最近3か月分の給与明細書（写）」 ※年収又は月収見込み証明書については様式自由ですが、給与支給（見込）証明書（様式2）で提出していただいても構いませんので、 <u>様式2で提出したい方は速やかに窓口にお申し出ください。</u>	勤務先
年金・恩給受給者がいる場合 （老齢年金、遺族年金等）	「年金の源泉徴収票（写）」又は「年金振込通知書（写）」、「年金額改定通知書（写）」（1～12月の受給額がわかる書類。源泉徴収票以外は、令和5年発行分だけではなく、令和4年発行のものがが必要です。）ただし、年の中途からの受給者は、受給日以降の金額がわかる書類。2か所以上から年金をもらっている場合は、その全ての書類を提出してください。	日本年金機構 市区町村役場
失業給付金受給者がいる場合	「雇用保険受給資格者証（写）」すべてを提出してください。	職業安定所
臨時的な所得がある場合 ① 退職者がいる場合 ② 保険金受取のある場合 ③ 資産譲渡のある場合 ④ 山林所得のある場合	申請時の6か月以内 「退職金所得の源泉徴収票（写）」又は「退職金支払（送金）通知書（写）」 「保険金支払通知書（写）」※失業給付金を除く 「前年分確定申告書（写）」又は「売買契約書（写）」 「前年分確定申告書（写）」又は「売買契約書（写）」	勤務先 保険会社等 税務署に提出した申告書の控え
生活保護を受けている場合	「保護開始（変更）通知書（写）」又は「受給証明書（写）」（受給金額がわかる書類）	社会福祉事務所
児童扶養手当等受給者がいる場合	「児童手当・特例給付支給証明書」又は「児童扶養手当受給者証（写）」（受給金額等がわかる書類）	市区町村役場
奨励金等の交付がある場合	「交付証明書（写）」（金額等がわかる書類）	市区町村役場
障害者がいる場合	「交付証明書（写）」（金額等がわかる書類）	市区町村役場
長期療養者がいる場合	医師の診断書、療養費請求書・領収書（写） <u>医療費等支払明細書（様式3）を提出いただく必要がありますので、該当者は速やかにお申し出ください。</u>	
主たる家計支持者が別居（単身赴任）している場合	申請前1年以内の別居のため特別に支出している住居費、光熱費、上下水道料金等の領収書（写）を提出してください。但し、電話料金、交通費、会社負担経費を除きます。 <u>申出書（様式4）を提出いただく必要がありますので、該当者は速やかにお申し出ください。</u>	本人所持等
主たる家計支持者が無職（失職）で収入がない場合	<u>無職・無収入申立書（様式5）を提出いただく必要がありますので、該当者は速やかにお申し出ください。</u>	
風水害等にあった場合 （申請時の6か月以内）	風水害等で被害を受けたため、支出が増大又は収入が減少し、著しく困窮状態におかれた場合は、「罹災・被災証明書」を提出してください。また、被害額の算定できる書類（領収書、見積書等）を添付してください。	市区町村役場 消防署・業者等